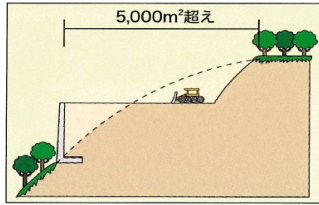
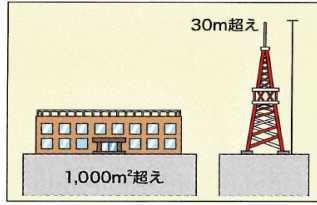


「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」手続きにおける 事前相談のお願い

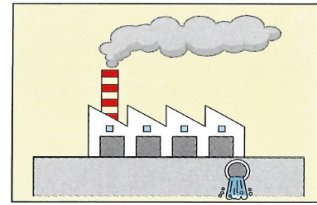
市街化調整区域や都市計画区域外で、一定規模以上の開発事業（下記例）を計画されている方は、下記窓口にご相談下さい。



面積5,000㎡を超える土地の区画形質の変更（樹林地においては1,000㎡超え）



築造面積1,000㎡を超える又は高さ30mを超える工作物の設置



開発事業の例

次の事項についての確認とご説明をさせていただきます。

- ① 開発事業の内容について
- ② 土地利用調整条例の適用の可否について
- ③ 開発事業と土地利用方針との整合性について
- ④ 土地利用調整条例の手続きの進め方について
- ⑤ 提出書類の作成方法について

（届出をされる際には、必要書類に不備がないようお願いいたします。不備がある場合、受付ができないこともございますので、ご注意ください。）

- ⑥ その他

「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」とは

仙台市は、自然と共生し環境への負荷を最小限にするような持続的発展が可能な都市の構築を目指し、自然環境の保全や集約型都市づくりを基本とした施策を推進しています。

このような施策の一環として、郊外部（本市の区域のうち、市街化区域以外の区域）における適切な土地利用誘導という側面から支え、実現していくため、平成16年3月に杜の都の風土を守る土地利用調整条例を制定しました。

この条例に基づき、平成17年7月1日以降、郊外部で開発事業を実施しようとする方は、開発事業の実施に際して必要となる許認可等の申請などの前に、土地利用調整条例の手続の実施が必要になります。

また、条例では、郊外部における開発事業のあり方の指針として「土地利用方針」を定めております。地域によっては、原則開発事業の実施をご遠慮いただく場所もございますので ご注意ください。

土地利用調整条例の手続きの概要や現在手続き中の開発事業については、仙台市ホームページにてご覧いただけます。

◆ホームページ：http://www.city.sendai.jp/business/d/kenchiku_03_01.html

**大規模な事業ほど、
手続きに時間を要します。
お早目にご相談ください。**

お問い合わせ窓口

仙台市 都市整備局 開発調整課 調整係

〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1

電話：022-214-8343 ファクス：022-211-1918

メールアドレス：tos009410@city.sendai.jp